

申請組織、登録組織の権利・義務

SAC

2019年1月

1 認証申請組織、登録組織の権利

- 1.1 SACの資格、能力、認証とそれに関連する背景について疑問を提出するか、又は関係資料を請求する権利を有する。
- 1.2 審査チームの編成及び審査計画に疑義を提出する権利を有する。適切な人員の選任及び現場審査時間の協議の上、確定することを要求することができる。
- 1.3 申請の前に、SACの検査・測定へのアウトソースの手配に同意するか、又は疑義を提出する権利を有する。
- 1.4 SACによる機密漏洩事件に対し、法律責任を追及する権利を有する。
- 1.5 審査員の業務能力またはサービス態度に対し、意見を提出する権利を有する。
- 1.6 認証登録の評定に合格し、承認された組織は、マネジメントシステム登録証を取得できる。
- 1.7 登録組織は、認証資格の有効期限内に、関係規定に基づき、広告、宣伝を実施でき、登録証、SAC及び認定機関のマーク及び国際相互承認マークを使用できる。

2 申請組織、登録組織の義務

- 2.1 認証に関する規定を順守する。
- 2.2 文書審査のために必要な準備、審査対象地点の全部のエリアへの立入り、記録の閲覧、及び現場審査のための組織の適切な要員の配置を含んだ審査／評価の実施への必要な準備を手配する。
- 2.3 申請組織は、「審査登録見積照会書・概況調査表」を提出し、事実に基き組織の基本概況を記入し、並びに営業許可書(謄本)のコピーを提出する。必要な場合、資格証明書を提供す

る。申請組織は、他の審査登録機関による一時停止、取消しの状態にある場合や、他の審査登録機関に認証を拒絶された場合、組織はその情報をSACに連絡しなければならない。認証審査を受ける前、申請組織は認証機構へ提出不可の機密的又は敏感な情報に関する記録があるかを確定しておく。上記の記録がなければ、認証機構はMSを十分に審査し、審査結論を出せない場合、申請組織は適当に出入りライセンスを手配する。

2.4 申請組織は、文書化されたマネジメントシステムを構築し、認証審査前に3ヶ月ほどシステムを有効に運用していなければならない。

2.5 登録組織は、認証登録後、最低年に一回に定期審査を受けなければならない。

2.6 登録組織の社名、謄本所在地、資格・許可、電話、FAX、E-MAIL、法人代表、トップマネジメント、管理責任者又は連絡担当などの基本情報は変更がある場合、直ちにSACに報告しなければならない。

2.7 登録組織はマニュアルが改訂される場合、直ちにSACに送付して、レビューを受けなければならない。

2.8 登録組織の所有権、組織機構、本店住所、マネジメントシステムの適用範囲は変更がある場合、直ちにSACに連絡する。

2.9 下記の変更が発生した場合、直ちにSACに連絡する。SACは、それらの変更に対し、更に調査する必要があるかどうかを判断し、調査が必要な場合、SACに許可されなかったら、登録組織は上記に変更された認証製品のリリースはできない。

製品認証組織: 認証された製品の設計又は製品仕様の変更により、旧製品に重大な影響がある場合、又は、製品認証を基準とする規格が変更された場合。

2.10 登録組織は、法規制及び関連要求事項を厳格に順守しなければならない。又、下記の場合がある場合、5日以内にSACに連絡しなければならない: a. 該当する法規制又はその他の要求事項に適合しない; b. マネジメントシステムに重大な変更がある; c. 監督官庁からの製品検査又は環境／労働安全の監視・測定により、不適合が発見される; d. 重大な品質又環境

／労働安全事故が発生する；e.顧客／利害関係者から重大な苦情がある。必要な場合、SACは定期審査の頻度を追加する可能性がある。

2.11 環境／労働安全／食品安全／エネルギーマネジメントシステムの登録組織は、法規制要求事項の適合性を保持又は評価する責任を有する。SACはそれに対し必要な検査又はサンプリングを行い、組織のマネジメントシステムの運用の有効性、組織の法規制への適合性を評価する。且つ、法規制に適合しない場合に実施された是正処置を検証する。

2.12 食品安全マネジメントシステムの認証取得組織は、最新情報の通知体制を構築し、下記の変更情報を直ちにSACに連絡する。

- 1) 法律上の地位、経営状況、組織状態或いは所有権に関する変更；
- 2) 組織機構又は管理職(重要工程の管理、決定又は技術要因)の変更；
- 3) 連絡先と場所の変更；
- 4) 食品安全マネジメントシステムとプロセスに関する重大な変更；
- 5) 製品、工程、環境の変更；
- 6) 該当地域における重大な疫病発生の状況；
- 7) 食品安全の事故発生及び処置、顧客からの苦情等；
- 8) 監督公庁の製品検査において、重大な食品安全の不適合が検出される；
- 9) 不適合品のリコール及び処理；
- 10) その他の重要情報。

上記の状況がある場合、登録組織は「食品安全マネジメントシステム登録組織情報連絡書」を記入し、5日以内にSAC審査管理部に提出する。

2.13 情報セキュリティマネジメントシステム

2.13.1 認証取得組織は下記のような情報セキュリティ破壊が発生した場合、5日以内にSACに連絡しなければならない。

- 1) 国家安全、社会秩序、公共利益或いは認証取得組織及び利益関係者の法的権益に重

大な損害が発生した、又発生する可能性がある;

- 2) SAC 又は認可機構の公正性・信頼度、名誉に損害が発生した、或いは、SAC 又は認可機構に連帯の責任を背負わせる。

2.13.2 認証取得組織は顧客/関係者からの情報セキュリティ管理への苦情が来た場合、如何なる認証取得組織の ISMS による苦情の側面(直接又は間接)を含め、原因を分析し、その結果を SAC に連絡する。

認証取得組織は上記の調査結果により、下記のような改善策及び(又は)是正処置を実施する。

- 1) 法規制の要求がある場合、関係官公庁に申し込む;
- 2) 適合性を取り戻す;
- 3) 予防処置;
- 4) 如何なるマイナスな安全事故及び関連影響を評価・減少する;
- 5) ISMS その他の構成部分を満足させるという相互作用を確保する;
- 6) 改善策及び(又は)是正処置の有効性を評価する。

要求された場合、認証取得組織は ISO/IEC 27001 に基き、苦情とその是正記録を全部提出すること。

2.13.3 認証審査を受ける前、申請組織は認証機構へ提出不可の機密的又は敏感的な情報に関する ISMS 記録があるかを確定しておく。上記の記録がなければ、認証機構は ISMS を充分に審査し、審査結論を出せない場合、申請組織は適当に出入りライセンスを手配する。

2.14 エネルギーマネジメントシステム

2.14.1 認証取得組織は下記のような(に限らず)、マネジメントシステムが持続的に規格要求事項を満たす能力に影響を与える変更事項を SAC に連絡しなければならない。

- a) 法律上の地位、経営状況、組織状態或いは所有権に関する変更;
- b) 組織機構又は管理職(重要工程の管理、決定又は技術要因)の変更;

- c) 連絡先と場所の変更;
- d) マネジメントシステムの適用範囲の変更;
- e) マネジメントシステムとプロセスに関する重大な変更。

2.14.2 申請組織は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 機械製造と公共建設業界に従事する;
- b) GB/T 23331 規格及びエネルギーマネジメントシステムの機械製造と公共建設業界認証の実施規則に基づき、エネルギーマネジメントシステムを構築し、且つ 6 ヶ月以上有効に運用できる;
- c) エネルギーマネジメントの基礎を備え、関係法律・規制に従い、事業活動を実施する;
- d) エネルギーマネジメントシステムが自主的に運用できる期間のパフォーマンスを提供できる;
- e) エネルギーマネジメントシステムの適合性に影響を与える外注プロセスの情報。

2.14.3 申請組織は下記の資料を提供しなければならない。

- a) エネルギーマネジメントシステムの認証申請;
- b) 監督機関からの関係法律・規制に順守する証明文書;
- c) 組織機構コードのコピー;
- d) エネルギーマネジメントシステムの機械製造／公共建設業界認証の実施規則文書の要求事項を含む関係文書;
- e) 優先的に管理すべきなエネルギー側面／重大な運用プロセスの一覧表;
- f) エネルギー管理の基準及び説明文書;
- g) エネルギーの管理方法;
- h) 主要製品の生産量或いは生産額、及び生産量或いは生産額ごとの総合エネルギー消費量;
- i) エネルギー、原材料のエネルギーバランス表及びエネルギー束のネットワークの略図

- j) 主なエネルギー構成一覧表(種類、使用比率、目的);
- k) エネルギー監査報告書(適用な場合)、エネルギー使用状況報告書(最近);
- l) ここ近年国家、地方、業界からのエネルギー管理の賞罰状況;
- m) 主なエネルギー設備/システム(製造/支援)の一覧表(名称、数、規格、エネルギー消費量);
- n) エネルギー測量器具の比例/管理一覧表;
- o) 企業が廃棄、禁止、制御、高エネルギー消費量の設備/製造工程の一覧表;
- p) エネルギーマネジメントシステム認証の実験単位のパフォーマンス統計表。

組織は認証申請、文書審査或いは第一段階審査の際に、上記の文書と資料を提供してよい。

2.15 マネジメントシステム認証登録組織は、登録証書、SAC及び認定機関のマーク及び国際相互承認マークを製品に使用してはいけない。又、誤解を招くような方法で使用してはならない。認証登録後、SAC は関係要求事項に基づき、登録組織名、登録番号、適用範囲、有効期間等をはじめ、認証登録に関する情報を公表する。

2.16 製品認証の取得組織は:

2.16.1 登録された適用範囲のみ認証声明ができる。製品認証の結果を引用する場合、SAC の名誉を損害しない、且つSACが、誤解させたり又は承認外と判断する声明をしてはいけない。認証は、製品が特定の規格に適合して認証登録されたことのみ証明することが確保されなければならない。如何に誤解されやすい製品合格の方法で登録証書、報告書及び認証マークの使用又は一部の使用をしてはならない。

2.16.2 製品認証の取得組織は、顧客の規格要求事項に適合する関連認証製品への苦情及び是正処置の記録を保存しなければならない。又は、それらが必要となる場合、SACに提出しなければならない。

2.17 SACに要求された場合、登録組織は利害関係者とのコミュニケーション記録(顧客苦情

を含む)を提供しなければならない。マネジメントシステム又はその他の規定文書の要求に従って、実施した是正処置の記録も提供しなければならない。

2.18 認証取得組織は、規定に従い、適時に認証審査、証書発行及び定期審査等の費用を支払わなければならない。

2.19 SAC は苦情の調査、認証取得組織の変更状況の対応又は一時停止の組織への検証のため、審査直前に受審組織に連絡し、審査を手配する。認証取得組織は企画どおりに受審する。